

障がいのある方の日常生活用具の給付

- ◆ 対象者・・・在宅で生活している障がい者（児）、難病患者など。
※ 助成できる対象者や品目などは、状態や程度などによって細かく分類されています。
- ◆ 費用・・・原則1割負担ですが、所得などによる審査を行います。
- ◆ 窓口・・・町役場こども未来課、出張所。

◆ 申請から給付までの流れ

- ① 申請書の提出・・・手帳の写し、難病等の罹患証明書写し、業者による見積書などを添付。
- ② 審査結果の通知・・・決定（却下）などの審査結果を申請者へ通知します。

▼ 給付決定の場合

- ③ 給付券の受領・・・申請者へ、決定通知書と日常生活用具給付券が同時に届きます。
- ④ 給付券の送付・・・日常生活用具給付券を、見積りを貰った業者へ送付します。
※ 申請者ご自身で、業者に対して納品依頼をしていただきます。
- ⑤ 業者から納品・・・給付券を受け付けた業者より、日常生活用具が納品されます。
※ 給付券に、用具受領の署名捺印を行い、業者へ返送してください。

▼ 給付却下の場合

- ③ 却下通知の受領・・・却下理由が記載されていますので、内容をご確認ください。

日常生活用具給付の種目

	肢 体	視 覚	聴 覚・音 声・言 語	そ の 他	知 的 障 害
種 目	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊寝台 ● 特殊マット ● 特殊尿器 ● 入浴単価 ● 体位変換機 ● 移動用リフト ● 訓練いす ● 訓練用ベッド ● 入浴補助用具 ● T字状・棒状のつえ ● 移動・移乗支援用具 ● 特殊便意 	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者用体温計（音声式） ● 視覚障害者用体重計 ● 点字ディスプレイ ● 点字器 ● 点字タイプライター ● 視覚障害者用ポータブルレコーダー ● 視覚障害者用活字文書読みあげ装置 ● 視覚障害者用拡大読書器 ● 視覚障害者用時計（触読式・音声式） ● 点字図書 ● 歩行時間延長信号機用送信機 	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障害者用通信装置 ● 聴覚障害者用情報受信装置 ● 人工喉頭 ● 福祉電話（貸与） ● FAX（貸与） ● 聴覚障害者用屋内信号装置 ● 携帯用会話補助装置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 透析液加温器 ● 酸素ボンベ運搬車 ● ネブライザー（吸入器） ● 電気式たん吸引器 ● 火災報知器 ● 自動消火器 ● 情報・通院支援用具 ● 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ● ストマ装具 ● 紙おむつ等 ● 収尿器 	<ul style="list-style-type: none"> ● 頭部保護帽 ● 火災報知器 ● 自動消火器

※ この表は大まかな分類です。より詳しい内容については、こども未来課までお問い合わせください。



竹富町役場 こども未来課

〒907-8503

石垣市美崎町11番地1

TEL：0980-87-0089

FAX：0980-82-3745